

ワシントン条約第 7 条第 6 項に基づく研究施設登録の制度構築に関する 検討会議の設置について

平成 30 年 6 月
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

1. 趣旨

経済産業省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「条約」という。）の管理当局として、同条約附属書に掲載されている絶滅のおそれがあり保護が必要とされる野生動植物について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づく貿易管理（輸出入の承認）を行っている。

条約第 7 条第 6 項では、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、政府の管理当局により登録された科学施設間において、非商業目的で、政府が発給・承認したラベルを付した野生動植物の標本等（①さく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本、②生きている植物）の贈与や交換等が行われる場合、条約の規制の手続きが免除できるとしている。

従来、学術研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止する観点から、条約第 7 条第 6 項に基づく免除措置を導入する環境にはないと判断されていた（各締約国が条約の規定より厳しい措置を独自に講じることが、条約第 14 条により認められている）が、我が国の研究施設が同条項に基づく科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担が増大していることが指摘されている。

このため、野生動植物の科学研究を推進する観点から、輸出入管理や研究機関等の有識者の知見を得つつ、関係省庁とも連携し、外為法に基づく貿易管理措置の下、条約第 7 条第 6 項に基づく免除措置を導入し、当該制度に基づき発給されたラベルが付された標本等については、条約で求められる輸出許可書等を要しないこととするため、必要な検討を行う。

2. 検討すべき事項

（1）科学施設の登録基準及び審査方法の策定

- ・ 科学施設の登録基準の一定の外形要件を検討。
- ・ 科学施設の登録についての審査方法を検討。
- ・ 登録施設の有効期間を 3 年と設定した場合、更新申請の手続きの方法。
- ・ 有効期間中の年 1 回の報告書の提出を義務化するなど事後の点検方法。

(2) 対象標本の具体的内容

- ・本制度の対象となる標本の具体的定義。

(3) ラベルの表示内容及び発給手続き

- ・ラベルの表示内容（決議 11. 15に記載された要件を充足する内容）とラベルの発給方法（経済産業省が発給するか、各登録施設において発給するか）を検討。

3. 検討プロセス、スケジュール（案）

- ・平成30年6月末

輸出入管理専門家、ワシントン条約専門家、動物・植物の標本を用いる研究機関関係者等の参加を得て第1回検討会議を開催

- ・平成30年8月末

第2回検討会議を開催。検討会議の報告骨子案等について議論予定。

- ・平成30年10月下旬～11月前半

第3回検討会議を開催。検討会議の報告書案について議論、方向性を決定。

- ・平成30年12月～平成31年3月 規定類改正作業・公布

- ・平成31年4月 制度運用開始

以上